



《会計・税務の知識》

会社分割に係る消費税

昨年末、内閣府より発表された月例経済報告（平成20年11月）によると、「景気は、弱まっている。さらに、世界経済が一段と減速するなかで、下押し圧力が急速に高まっている」とされており、景気の状態がさらに厳しいものとなる可能性を示唆しています。

このような経済環境においては、携帯電話事業を売却した三洋電機のように、事業の選択と集中により、生き残りを図る企業も増えてくるのではないのでしょうか。

今回は、事業の選択と集中を行う場合に会社分割を利用する際の消費税の課税関係をまとめます。

会社分割とは、事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の会社に承継させることをいい、新設分割と吸収分割があります。

消費税の計算上、会社分割は課税対象外取引となるため、会社分割による事業の移転により消費税は発生しません。留意しなければならないのは、分割承継法人が、免税事業者となりうるかどうか、簡易課税を選択できるかどうかです。

1. 免税事業者となりうるかどうか

通常、法人の基準期間（前々期）における課税売上高が1,000万円以下の場合には免税事業者となります。しかし、分割承継法人が免税事業者となりうるかどうかは、会社分割を行った事業年度及び翌事業年度においては考え方が異なり、次に示す課税売上高が1,000万円以下かどうかにより、判定します。

新設分割：分割法人の分割承継法人の基準期間に対応する期間における課税売上高

吸収分割：分割法人の分割承継法人の基準期間に対応する期間における課税売上高 又は 分割承継法人の基準期間における課税売上高のいずれか高い方

吸収分割において、分割承継法人がもともと免税事業者であっても会社分割により課税事業者になることがあります。この場合、会社分割を行った事業年度は、分割があった日から分割があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等について、納税義務が発生することになり、事業年度開始の日から分割があった日の前日までの課税資産の譲渡等について納税義務は生じません。

一般に、分割法人の課税売上高が1,000万円を超えている場合が多いと思われるので、分割承継法

人が免税事業者となるのはまれではないでしょうか。

2. 簡易課税制度を選択できるかどうか

通常、法人の基準期間（前々期）における課税売上高が5,000万円以下の場合には簡易課税制度を選択することができます。しかし、免税事業者の判定と同様に、分割承継法人が簡易課税制度を選択できるかどうかは、会社分割を行った事業年度及び翌事業年度においては考え方が異なり、次に示す課税売上高が5,000万円以下かどうかにより判定します。

新設分割：分割法人の分割承継法人の基準期間に対応する期間における課税売上高

吸収分割：分割承継法人の基準期間における課税売上高

分割法人の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えている場合であっても、新設分割を行わずに、受皿会社を設立し、当該会社に対して吸収分割を行った場合には、分割承継法人の基準期間における課税売上高はゼロとなるため、簡易課税制度を選択することができます。

不動産販売会社のように課税売上割合の高くない会社など簡易課税制度を選択する方が有利となる会社は、会社分割を新設分割とするか吸収分割とするかによってその後の納税負担に大きな差異が生じることがあります。ストラクチャーを検討する際には、必ず再編後の消費税の取扱いについても考慮することが望まれます。

会社分割を検討されている場合には、是非ご相談下さい。

『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>